



ご存じですか？ 病院などの受診の時間帯により医療費が変わります！

適用給付担当

044(520)7825

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、夜遅い時間帯まで診療をしている病院が増えました。急病ではないけれど、都合がよいからと時間外や休日に受診することは「コンビニ受診」と呼ばれています。一見便利に思われますが、治療費に割増料金がかかっていることをご存じですか？加算の仕組みを理解して、病院に行く時間を見直してみませんか？

●時間外、休日、深夜の診療には、通常の料金に規定の割増料金が加算されます

- ・医療機関は、診療時間を個別に設定しています(入り口、診察券、ホームページ、看板などで表示しています)。
- ・**診療時間外の受診**を受け付ける病院などもあるようですが、この場合通常の診療費用の他に**時間外の割増料金**が請求されます。
- ・また診療時間内であっても、**時間帯によっては割増料金**(下表の通り)が請求されることがあります。
- ・**夜間診療、休日診療**を受け付けている病院においても、それらの診療には**割増料金**が請求されます。

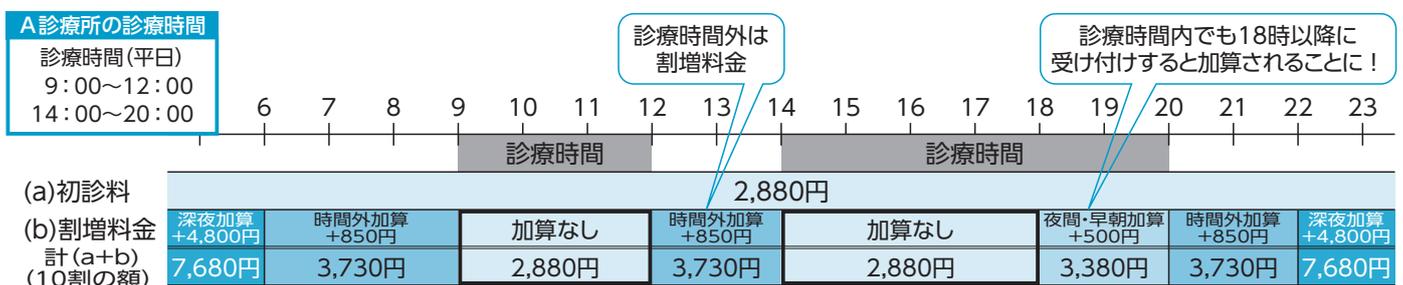
<割増料金表(6歳以上の場合)>

	—時間外加算— 医療機関の診療時間外の 受診にかかる加算	—夜間・早朝等加算— 診療時間内でも夜間・早朝等の 時間帯の受診にかかる加算	—休日加算— 休日(日曜・祝日)の受診に かかる加算	—深夜加算— 深夜(22時～6時)の受診に かかる加算
初診の場合	+850円	+500円	+2,500円	+4,800円
再診の場合	+650円	+500円	+1,900円	+4,200円

※夜間・早朝等加算を設定できるのは、病床(ベッド)数が19床以下かつ1週あたりの診療時間が30時間以上の医療機関のみです。また夜間・早朝等加算が設定できる時間帯は以下の通りです。

- 平日：夜間18時～22時、早朝6時～8時
- 土曜日：12時～22時、早朝6時～8時
- 日曜、祝日：(深夜以外)6時～22時

～A診療所に平日初めて受診した料金(6歳以上)の例～



ちょっとした意識を持つことで医療費の削減に！



Q&A

- Q.** 診療時間内に受け付けをすませたけど、混んでいてずれ込んでしまった。加算されてしまうの？
- A.** 診療時間内に受け付けをすませている場合は、加算されることはありません。病院側の都合(混雑を含む)で時間外になった場合に加算されているようであれば、請求誤りです。
- Q.** 24時間営業している薬局はいつ行っても同じ料金だね？
- A.** 営業(開局)時間内でも19時(土曜は13時)～朝8時、日曜・祝日は「夜間・休日等加算」として400円の割り増しがあります。
- ※処方せんの有効期間は発行日を含め4日間です。期限内に調剤を受けましょう。

●平日・日中の受診を心がけましょう

～厚生労働省HP「上手な医療のかかり方」プロジェクトより引用～

平日や夜間の「時間外診療」は通常、急な病気や大ケガなどの緊急性の高い救急搬送患者のために設置されています。平日の日中とは診療体制が異なるため、検査なども十分にできないことがあります。急な症状ではない場合には、休日や夜間を避け、平日の日中にかかりつけ医に診てもらいましょう。そうすることで、適切な診療を受けられ、症状の悪化を防ぎます。また、勤務時間帯でも我慢せずに医療機関にかかりやすい、職場の雰囲気づくりも重要です。

時間外・休日・夜間の割増料金については、東芝健保ホームページ「けんぽNET」トップページ [健康保険のしくみ](#)

➔ ●休日・夜間診療などは高つくもご覧ください。

※記事内の金額はすべて10割の額です。患者負担・健保負担額は年齢などによる自己負担割合(3割または2割)によります。